

## 「群刻」の著作権侵害裁判において弊社は日本テクノラボ（株）に対して完全勝訴

### 経緯

弊社製品「群刻」に対し日本テクノ・ラボ株式会社から「i Dupri」の著作物を侵害しているとの警告を受け話し合いを持ちましたが、ソースコードを開示するに当たっての秘密保持契約を拒否されソースコードの開示を要求され決裂しました。

弊社は東京地方裁判所に侵害の有無の判断を求めて提訴しました。

### 平成24年（ワ）第5771号 著作権侵害差止請求権不存在確認等請求事件

原告：新高和ソフトウェア株式会社 代表者 代表取締役 中本鑑明

被告：日本テクノ・ラボ株式会社 代表者 代表取締役 松村泳成

### 判決

1. 被告が、原告のソフトウェアのプログラムの複製権、翻案権及び譲渡権に基づく差止請求権を有しないことを確認する。
2. 原告が行う各ソフトウェアの製造販売について被告が差止請求権を有しないことを確認する

### 平成25年（ネ）第10008号 著作権侵害差止請求権不存在確認等請求控訴事件

（原審・東京地方裁判所平成24年（ワ）第5771号）

控訴人 日本テクノ・ラボ株式会社 代表者 代表取締役 松村泳成

被控訴人 新高和ソフトウェア株式会社 代表者 代表取締役 中本鑑明

### 判決

- 1 本件控訴を棄却する。

以上のように知的財産高等裁判所の判決を得て、弊社は、日本テクノラボ（株）に完全勝訴し、著作権侵害等がないことが確認されました。

これに関連し、日本テクノ・ラボ（株）から訴えられていた損害賠償等請求事件も完全に勝訴し決着しました。

### （平成26年（ネ）第10089号 損害賠償等請求控訴事件）

以上